令和7年9月19日

# ふるさと納税について

自治税務局市町村税課

# ふるさと納税制度

#### 制度の趣旨

ふるさとやお世話になった地方団体に感謝し、若しくは応援する気持ちを伝え、又は税の使い途を自らの意思で決めることを可能とするもの。

#### 制度の基本的な仕組み

税制上の寄附金控除の仕組みを活用し、個人が地方団体に対して寄附金を支出した場合に、「寄附額 – 2,000円」 (一定の上限あり)を、個人住民税(地方税)及び所得税(国税)から軽減することによって、実質2,000円の負担で、納税先を選択可能とする仕組み。



#### 指定制度の創設

- <法律改正前>
- <u>地方団体への寄附は、</u> 全てふるさと納税の対象
- ・「寄附額-2,000円」(一定の上限あり)を、 住民税及び所得税から軽減
- ・実質2,000円の負担で、納税先を 選択可能



H29、H30の2度にわたる 総務大臣通知において、 良識ある対応を要請

制度の健全な発展を図る必要

- <法律改正後>(令和元年6月1日施行)
- <u>ふるさと納税の対象となる地方団体を</u> 総務大臣が指定
- 指定を受けない地方団体への寄附金は、 ふるさと納税の対象外

- 1. 基準違反事案への対応
- 2. 令和7年10月以降の指定

#### ふるさと納税の対象団体の指定に係る関係条文(令和5年4月改正後の地方税法)

(寄附金税額控除)

第三十七条の二 略

- 2 前項の特例控除対象寄附金とは、同項第一号に掲げる寄附金(以下この条において「第一号寄附金」という。)であつて、第一号、第四号及び第五号に掲げる基準(都道府県等が返礼品等(都道府県等が第一号寄附金の受領に伴い当該第一号寄附金を支出した者に対して提供する物品、役務その他これらに類するものとして総務大臣が定めるものをいう。以下この項において同じ。)を提供する場合には、次に掲げる基準)に適合する都道府県等として総務大臣が指定するものに対するものをいう。
  - 一 都道府県等による第一号寄附金の募集の適正な実施に係る基準として総 務大臣が定める基準に適合するものであること。
  - 二 都道府県等が個別の第一号寄附金の受領に伴い提供する返礼品等の調達 に要する費用の額として総務大臣が定めるところにより算定した額が、い ずれも当該都道府県等が受領する当該第一号寄附金の額の百分の三十に 相当する金額以下であること。
  - 三 都道府県等が提供する返礼品等が当該都道府県等の区域内において生産 された物品又は提供される役務その他これらに類するものであつて、総務 大臣が定める基準に適合するものであること。
  - 四 都道府県等がこの項の規定により受けようとする指定の効力を生ずる日前一年以内(当該都道府県等がこの項の規定による指定(以下この条において「指定」という。)を受けていた期間に限る。次号において「特定期間」という。)において前三号に掲げる基準のうち適合すべきこととされていたものに適合していたこと。
  - 五 特定期間において行われた第五項の規定による報告の求めに対し、報告 をしなかつたことがなく、かつ、虚偽の報告をしたことがないこと。

基準①※、④、⑤

⇒全ての地方団体に対する基準 ※食品返礼品に係る部分は食品返礼 品の送付を行う地方団体のみ

基準②、③

⇒<u>返礼品の送付を行う地方団体</u>に 対する追加の基準

ふるさと納税の募集を適正 に実施すること

返礼品は返礼割合 3割以下とすること

③ 返礼品は地場産品とすること

指定日前一年以内に上記 基準に適合していたこと

指定日前一年以内に報告の 求めに対し、応じなかったこと、 虚偽報告したことがないこと 3

3~14 略

# 地方財政審議会における審議(地方税法関係規定抜粋)

#### (寄附金税額控除)

#### 第三十七条の二

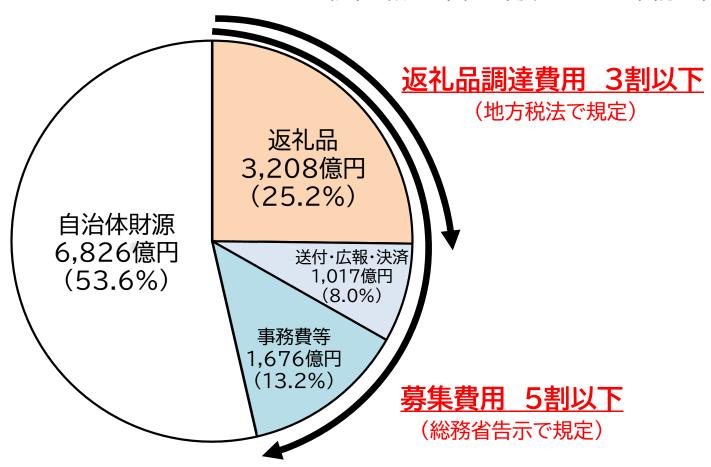
2 前項の特例控除対象寄附金とは、同項第一号に掲げる寄附金(以下この条において「第一号寄附金」という。)であつて、第一号、第四号及び第五号に掲げる基準(都道府県等が返礼品等(都道府県等が第一号寄附金の受領に伴い当該第一号寄附金を支出した者に対して提供する物品、役務その他これらに類するものとして総務大臣が定めるものをいう。以下この項において同じ。)を提供する場合には、次に掲げる基準)に適合する都道府県等として総務大臣が指定するものに対するものをいう。

#### 一~五 略

- 6 <u>総務大臣は、</u>指定をした都道府県等が第二項に規定する<u>基準のいずれかに適合しなくなつ</u> <u>た若しくは適合していなかつたと認めるとき</u>、又は前項の規定による報告をせず、若しくは 虚偽の報告をしたときは、指定を取り消すことができる。
- 8 <u>総務大臣は、</u>第二項に規定する基準若しくは同項の規定による定めの設定、変更若しくは 廃止又は<u>指定若しくは指定の取消しについては、地方財政審議会の意見を聴かなければならない</u>。

# ふるさと納税における指定基準(費用に関するもの)

(注)金額は、令和6年度における全国分の合計数値



ポータルサイト運営事業者に支払った費用 1,656億円

(寄附金額に占める割合:13.0%、募集費用に占める割合:28.1%)

総務大臣は、指定をした地方団体が「基準のいずれかに適合しなくなったとき」「適合しなかったと認めるとき」等は、指定を取り消すことができる(地方税法37条の2 第6項)

# 指定取消し対象団体(案)

# 返礼割合3割以下基準違反

岡山県総社市 (返礼割合46.4%、違反に係る寄附受入額 約6億8,000万円)

# 募集費用総額5割以下基準違反

佐賀県みやき町 (募集費用割合59.8%、違反に係る寄附受入額 約31億2,000万円)

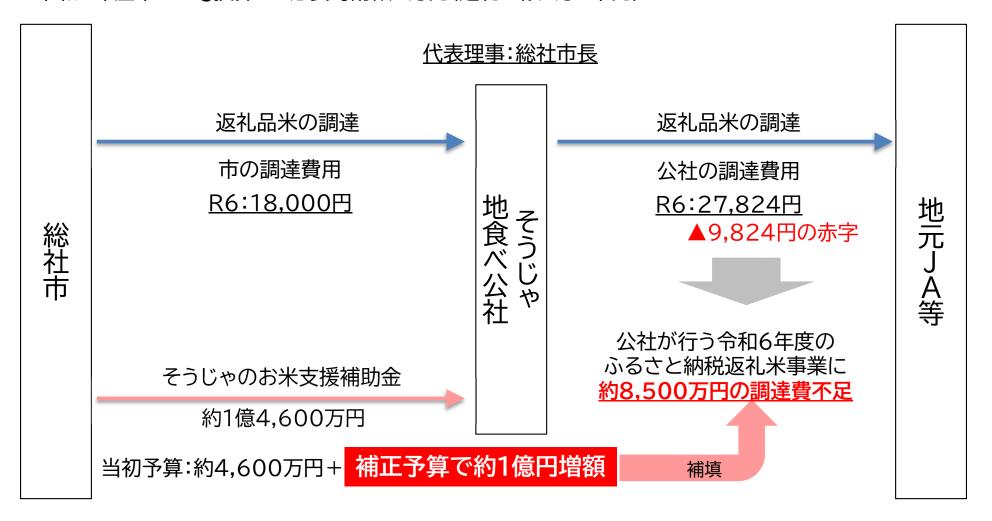
長崎県雲仙市 (募集費用割合56.4%、違反に係る寄附受入額 約7億7,000万円)

熊本県山都町 (募集費用割合56.1%、違反に係る寄附受入額 約5億4,000万円)

※ 指定を取り消された団体は、取消しの日から2年間指定を受けることができない

# 総社市事案の全体像

<令和6年産米60kg換算> 必要寄附額6万円(返礼上限1万8千円)のケース



- 必要寄附額6万円の場合、返礼上限は3割の1.8万円
  - → 2.7万円超で調達した米を返礼品として送付している = 返礼割合46.4%
  - ⇒ 「返礼品の調達費用は寄附額の3割以内」とする地方税法の規定に違反

# 返礼割合3割以下基準に関する関連規定等

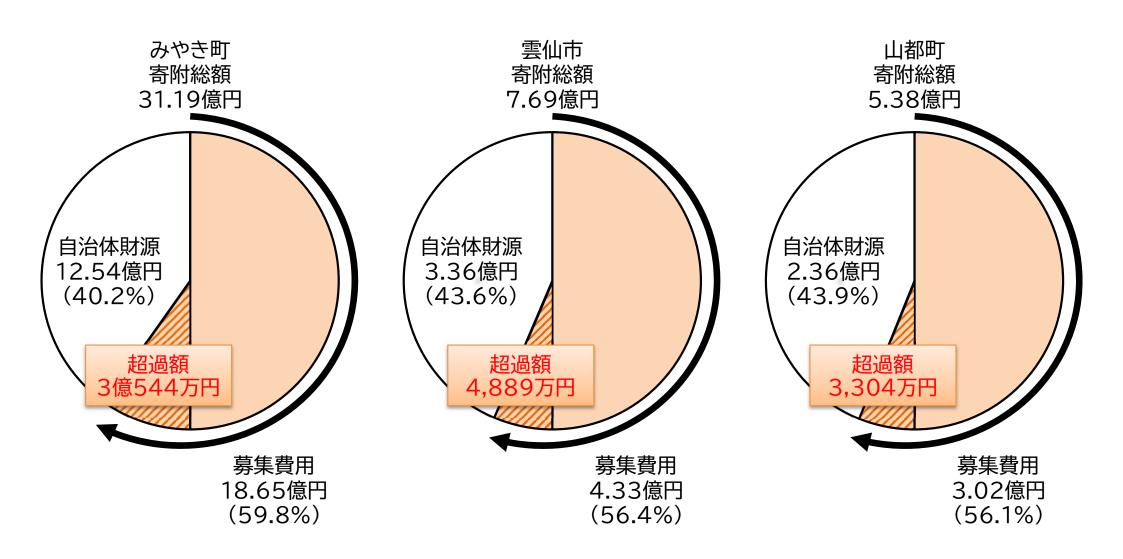
○ 地方税法(昭和25年法律第226号)

法第三十七条の二第二項第二号及び第三百十四条の七第二項第二号

都道府県等が個別の第一号寄附金の受領に伴い提供する<u>返礼品等の調達に要する費用の額として総務大臣が定めるところにより算定した額</u>が、いずれも当該都道府県等が受領する当該第一号<u>寄附金の額の百分の三十に相当する金額以下</u>であること。

- 返礼品等の調達に要する費用の額に係る基準(平成31年総務省告示第179号第4条)
  - 第四条 法第三十七条の二第二項第二号及び第三百十四条の七第二項第二号の規定により総務大臣が定める返礼品等の調達に要する費用の額の算定は、次の各号に定めるところによるものとする。
    - 一 <u>返礼品等の調達に要する費用の額</u>とは、<u>個別の返礼品等の調達のために、地方団体が現に支出した額</u>とし、<u>支出の名目にかかわらず</u>、当該地方団体が支出した額が当該<u>返礼品等の数量又は内容に影響する</u> ものである場合には、当該支出した額を含むものとする。
- ふるさと納税に係る指定制度の運用についてのQ&Aについて(令和7年6月24日付け総税市第73号)
  - 問15 「支出の名目にかかわらず、当該地方団体が支出した額が当該返礼品等の数量又は内容に影響するものである場合」(告示第4条第1号)に該当するような具体例はどのようなものか。
  - 例えば、調達費用とは別に「送料」(実費として支払われた分を除く。)や「サービス向上費」、「生産奨励金」等の名目で、返礼品取扱事業者に対して支払いが行われ、<u>当該経費が実質的に返礼品等を調達するための</u>費用に充当されることによって、調達費用の名目で支払われた額のみによって調達する場合よりも多くの数量の返礼品等の調達が行われる場合等が該当する。

# 5割基準違反関係



(注)金額は、令和5年10月1日~令和6年9月30日における数値(各団体からの報告に基づくもの)

# 募集費用総額5割以下基準に関する関連規定等

#### 募集費用総額5割以下基準(平成31年総務省告示第179号第2条第2号)

二 指定対象期間(略)において第一号寄附金の募集に要する費用(法附則第七条第二項に規定する申告特例の求めに関する事務、第一号寄附金の受領を証する書類に関する事務など、当該募集に付随して生ずる事務に要する費用を含む。)の額の合計額が、当該指定対象期間において受領する第一号寄附金の額の合計額の百分の五十に相当する金額以下であること。

#### ふるさと納税制度の適正な運用について(令和5年9月28日付け市町村税課長通知)

3. 募集費用総額5割以下基準について

令和5年10月1日から開始する指定対象期間において、募集費用の合計額が寄附金受領額の合計額の5割を超過した地方団体については、令和6年10月1日から開始する指定対象期間において、指定取消しの対象となり得ることとなりますので、各地方団体におかれては、改めて当該基準を遵守するようお願いします。

その際、前の指定対象期間に受領した寄附金に係る返礼品等の発送が指定対象期間をまたがって行われたことや、当初の想定よりも送料が高い返礼品等に対して寄附が集中したことなどは、Q&A問32の「特段の事情」には該当しないため、指定対象期間中に、提供する返礼品等の見直しを行うなど適切な対応をお願いします。

# 募集費用総額5割以下基準に関する経緯

令和5年9月28日

① 課長通知発出

令和5年10月1日から開始する指定対象期間において、募集費用の合計額が寄 附金受領額の合計額の5割を超過した地方団体については、令和6年10月1日から 開始する指定対象期間において、指定取消しの対象となり得ることとなりますので、 各地方団体におかれては、改めて当該基準を遵守するようお願いします。

令和6年 6月末

② 課長通知発出 ※令和5年9月末の課長通知と同様の記載。

7月末

③ 令和5年指定対象期間における募集費用割合の見込み 提出

9月26日

④ 課長通知発出

今後、前指定対象期間中の募集費用の合計額及び寄附金受領額の合計額の最終 実績(決算)に係る調査を予定しております。調査結果において、募集費用が寄附金 受領額の5割を超過したことが判明した地方団体については、指定取消しの対象と なり得ますのでご留意ください。なお、指定取消しの対象となった場合、取消しと なった日から2年を経過する日の属する月まで申出書の提出はできません。

令和7年4月22日

実績調査発出

5月23日

地方団体より報告

9月上旬まで複数回にわたり、(1)超過の要因及び(2)超過の程度を確認その都度、5割基準違反は指定取消の対象となりうる旨注意喚起

9月26日

3団体に対する指定取消しを公表

# 過去の指定取消し事例

〇 令和元年6月の指定制度施行以降、これまでに指定取消しとなったのは5団体。

	募集適正基準	返礼割合 3割以下基準	地場産品基準	基準違反の返礼品に 係る寄附受入額
奈半利町 (R2.7.23指定取消施行)	(違反なし)	<mark>違反あり</mark> (最大で35.4%)	<mark>違反あり</mark> (うなぎ蒲焼き等)	約0.6億円
都農町 (R4.1.18指定取消施行)	(違反なし)	<mark>違反あり</mark> (最大で85%)	(違反なし)	約1.8億円
洲本市 (R4.5.1指定取消施行)	(違反なし)	<mark>違反あり</mark> (最大で53.3%)	(違反なし)	約18.6億円
須坂市 (R7.6.17指定取消施行)	<mark>違反あり</mark> (適正表示確保措置不備)	(違反なし)	<mark>違反あり</mark> (シャインマスカット)	約30.5億円
吉備中央町 (R7.6.17指定取消施行)	(違反なし)	<mark>違反あり</mark> (最大で57%)	(違反なし)	約18.5億円

<sup>※</sup> 奈半利町は令和4年10月1日に、都農町は令和6年4月13日に、それぞれ復帰済み。

- 1. 基準違反事案への対応
- 2. 令和7年10月以降の指定

# ふるさと納税制度に係る総務大臣の指定

○ ふるさと納税制度においては、一年毎に、対象となる地方団体を総務大臣が指定している。 (今回の指定対象期間:令和7年10月1日~令和8年9月30日)

#### 1. 指定の申出状況

- 次期指定対象期間(令和7年10月~令和8年9月)における制度適用について、東京都、長野県 須坂市及び岡山県吉備中央町を除く全ての団体が申出書類を提出(1,785団体(46道府県、 1,739市区町村))。
  - ※1 東京都は、指定制度導入以来、一度も申出書を提出していない。
  - ※2 長野県須坂市及び岡山県吉備中央町(令和7年6月17日指定取消)は、指定が取り消されてから2年を 経過していないため指定を受けられない。
  - ※3 兵庫県洲本市(令和4年5月1日指定取消)は、指定取消後初めて申出書を提出している。
- 総返礼品数は、約130万品(申出ベース)。昨年度の申出時(約100万品)から約30万品の増。

#### 2. 令和7年の指定

○ 指定申出があった団体のうち指定を取消す団体を除く全団体について、総務大臣による指定の基準(返礼割合3割以下、経費総額5割以下等)に適合しており、次期指定対象期間に係る総務大臣の指定を行うこととする。

# 〇総務省告示第

号

じ 第 六 兀 L  $\mathcal{O}$ 三 + 規 条 地 令 定 方 + 八  $\mathcal{O}$ 号 に 和 に 税 七 七 第 基 七 第 法 0 条 1 年 づ  $\mathcal{O}$ 昭 7 条 九 き、 項 適 月 和  $\mathcal{O}$  $\mathcal{O}$ 第 三 規 令 用 規 + + し、 定 定 和 項 六 五. は 日 に 第 令 年 年 カン ょ 5 法 所 総 和 1) 号 律 六 得 施 務 総 及 第二 年 割 行 省 務 び + す 告  $\mathcal{O}$ 大 第 る。 百 月 納 示 臣  $\equiv$ 第 税 が 十六 百 ただ 義 日 指 + 務 百 か 定 二 六 十 号) 5 兀 者 し、 す 令 条 が る 第三 八 令 和  $\mathcal{O}$ 都 号 七 七 和  $\mathcal{O}$ 道 + 年 七 告 第 府 七 九 年 示 地 県 月二 に 方 条 九 項 等 月 ょ 税  $\mathcal{O}$ 第 を + 三 る 法 定 第 改 第 九 + 号  $\Diamond$  $\equiv$ 日 正 日 に る + 後 項 ま に 撂 件 で 支 七 及  $\mathcal{O}$ げ 出 令 条 び  $\mathcal{O}$ る  $\mathcal{O}$ 間 第 L 和  $\mathcal{O}$ 寄  $\equiv$ た 六 に 附 部 第 支 第 年 百 金 を + 出 総 を 次 号 兀 L 務 項 1 寄 た 省  $\mathcal{O}$ 及 条 う。 第 ょ 告 附 75  $\mathcal{O}$ う 第 七 金 示 号 以 第 に 三 第 寄 下 改 百 同 附 法 百 + 項 同 正

令和七年九月 日

金

12

0

7

7

は

な

お

従

前

 $\mathcal{O}$ 

例

に

ょ

る。

総務大臣 村上誠一郎

次  $\mathcal{O}$ 表 に ょ り、 改 正 前 欄 に 掲 げ る 規 定  $\mathcal{O}$ 破 線 で 井  $\lambda$ だ 部 分 をこ れ に 順 次 対 応 す る 改 正 後 欄 に 撂 げ る

規

定

 $\mathcal{O}$ 

破

線

で

井

W

だ

部

分

 $\mathcal{O}$ 

ょ

う

12

改

8

る。

改 正 後

第二条 る市区町村とする。 村」という。)は、次の表の上欄に掲げる都道府県の区域内の市区町村のうち同表の下欄に掲げ び第三百十四条の七第二項の規定により総務大臣が指定する市町村又は特別区(以下「市区町

[略]						熊本県			長崎県	= =		佐賀県	略			岡山県	略	都道府県
[鮥]	町	良木町 湯前町 水上村 相良村 五木村 山江村 球磨村 あさぎり町 苓北	蘇村 御船町 嘉島町 益城町 甲佐町 氷川町 芦北町 津奈木町 錦町 多	和水町 大津町 菊陽町 南小国町 小国町 産山村 高森町 西原村 南阿	上天草市 宇城市 阿蘇市 天草市 合志市 美里町 玉東町 南関町 長洲町	熊本市 八代市 人吉市 荒尾市 水俣市 玉名市 山鹿市 菊池市 宇土市	小値賀町 佐々町 新上五島町	五島市 西海市 南島原市 長与町 時津町 東彼杵町 川棚町 波佐見町	長崎市 佐世保市 島原市 諫早市 大村市 平戸市 松浦市 対馬市 壱岐市	石町 太良町	神埼市 吉野ヶ里町 基山町 上峰町 玄海町 有田町 大町町 江北町 白	佐賀市 唐津市 鳥栖市 多久市 伊万里市 武雄市 鹿島市 小城市 嬉野市	[	新庄村 鏡野町 勝央町 奈義町 西粟倉村 久米南町 美咲町	瀬戸内市 赤磐市 真庭市 美作市 浅口市 和気町 早島町 里庄町 矢掛町	岡山市 倉敷市 津山市 玉野市 笠岡市 井原市 高梁市 新見市 備前市	[格]	市区町村

備考

表中の[]の記載は注記である。

令和六年十月一日から令和七年九月三十日までの期間に係る法第三十七条の二第二項及|第二条 令和六年十月一日から令和七年九月三十日までの期間に係る法第三十七条の二第二項及 村」という。)は、次の表の上欄に掲げる都道府県の区域内の市区町村のうち同表の下欄に掲げ び第三百十四条の七第二項の規定により総務大臣が指定する市町村又は特別区(以下「市区町 る市区町村とする。

改 正 前

Ľ	北 多 阿 町 	市	白市	<u> </u>	町		<u> </u>		1
同上	熊本県	長崎県	佐賀県	同上		岡山県	同上	都道府県	].
[同上]	至ての市町村	全ての市町	全ての市町	[	矢掛町 新庄村 鏡野町 勝央町 奈義町 西粟倉村 久米南町 美咲町備前市 瀬戸内市 赤磐市 真庭市 美作市 浅口市 和気町 早島町 里庄町	岡山市 倉敷市 津山市 玉野市 笠岡市 井原市 総社市 高梁市 新見市	[同上]	市区町村	

# 〇総務省告示第

号

 $\equiv$ Ŋ 定 百 地 + 方 8 た 兀 税 条  $\mathcal{O}$ 法 で、  $\mathcal{O}$ 七 昭 法 第 和 第 + 三十 項 五.  $\mathcal{O}$ 規 年 七 定 法 条 12 律  $\mathcal{O}$ 第二 基 第 づ 百二 七 き、 項 + 及 総 六 務 び 第三 号。 大 臣 百 以 が + 指 下 定 几 法 条 す る  $\mathcal{O}$ لح 七 都 第 7 道 う。 七 府 県、 項  $\mathcal{O}$ 第 規 市 三十 定 町 に 村 七 ょ 又 り 条 は 告  $\mathcal{O}$ 特 別 示 第二 し、 区 を 項 令 次 及 和  $\mathcal{O}$ び 七 と 年 第 お

令和七年九月 日

+

月

日

か

5

適

用

す

る。

総務大臣 村上誠一郎

令 和 七 年 + 月 日 か 5 令 和 八 年 九 月三 + 日 ま で  $\mathcal{O}$ 期 間 に 係 る指 定

第 県 島 条 千 北 百 県 三 葉 + 海 重 県 令 Ш 道 兀 和 県 条 県 神 青 七  $\mathcal{O}$ 滋 奈 森 年 七 賀 徳 第 +Ш 県 県 県 島 月 岩 県 項 <del>---</del> 手 京 新  $\mathcal{O}$ 日 県 都 潟 香 規 か  $\prod$ 府 県 定 5 県 宮 に 令 城 大 富 ょ 和 阪 県 愛 Щ り 八 年 県 総 媛 府 県 務 九 秋 月 兵 石 田 大 三 県 臣 庫 Ш 高 + 県 県 が 知 県 指 Щ 日 奈 形 ま 福 定 良 す 井 県 で 福 県 出 県 る  $\mathcal{O}$ 県 福 都 期 間 Щ 島 道 和 県 梨 佐 歌 に 府 賀 県 係 Ш 県 県 茨 る 県 は 城 法 長 県 第 野 次 長 鳥  $\equiv$ 県 に 崎 取 + 県 県 栃 掲 げ 七 岐 木 阜 条 島 県 る 熊 根 本 県 道  $\mathcal{O}$ 県 県 群 府 第 県 馬 静 とす 県 大 出 出 分 項 県 Ш 県 及 県 埼 び 玉 愛 広 宮 第 知 県

第二 条 百 + 兀 令 条 和  $\mathcal{O}$ 七 七 年 第 + 月 項  $\mathcal{O}$ 日 規 か 定 5 に 令 ょ 和 り 八 総 年 務 九 大 月 三 臣 + が 指 日 定 ま す で る  $\mathcal{O}$ 市 期 間 町 村 12 又 係 は る 特 法 第 別  $\equiv$ 区 + 以 七 下 条  $\mathcal{O}$ 市 区 第 町 村 項 及 とい び 第

崎

県

鹿

児

島

県

沖

縄

県

う。)は、 次の表の上欄に掲げる都道府県の区域内の市区町村のうち同表の下欄に掲げる市区町村

とする。

神奈川県	東京都	千葉県	埼玉県	群馬県	栃木県	茨城県	福島県	山形県	秋田県	宮城県	岩手県	青森県	北海道	都道府県
全ての市町村	全ての市区町村	全ての市町村	全ての市町村	全ての市町村	全ての市町	全ての市町村	市区町村							

愛知県	静岡県	岐阜県									長野県	山梨県	福井県	石川県	富山県	新潟県
全ての市町村	全ての市町	全ての市町村	野沢温泉村 信濃町 小川村 飯綱町 栄村	田町 松川村 白馬村 小谷村 坂城町 小布施町 高山村 山ノ内町 木島平村	木祖村 王滝村 大桑村 木曽町 麻績村 生坂村 山形村 朝日村 筑北村 池	下條村 売木村 天龍村 泰阜村 喬木村 豊丘村 大鹿村 上松町 南木曽町	南箕輪村 中川村 宮田村 松川町 高森町 阿南町 阿智村 平谷村 根羽村	立科町 青木村 長和町 下諏訪町 富士見町 原村 辰野町 箕輪町 飯島町	小海町 川上村 南牧村 南相木村 北相木村 佐久穂町 軽井沢町 御代田町	中野市 大町市 飯山市 茅野市 塩尻市 佐久市 千曲市 東御市 安曇野市	長野市 松本市 上田市 岡谷市 飯田市 諏訪市 小諸市 伊那市 駒ヶ根市	全ての市町村	全ての市町	全ての市町	全ての市町村	全ての市町村

愛媛県	香川県	徳島県	山口県	広島県			岡山県	島根県	鳥取県	和歌山県	奈良県	兵庫県	大阪府	京都府	滋賀県	三重県
全ての市町	全ての市町	全ての市町村	全ての市町	全ての市町	庄村 鏡野町 勝央町 奈義町 西粟倉村 久米南町 美咲町	戸内市 赤磐市 真庭市 美作市 浅口市 和気町 早島町 里庄町 矢掛町 新	岡山市 倉敷市 津山市 玉野市 笠岡市 井原市 高梁市 新見市 備前市 瀬	全ての市町村	全ての市町村	全ての市町村	全ての市町村	全ての市町	全ての市町村	全ての市町村	全ての市町	全ての市町

沖縄	鹿児	宮崎県	大分唱					熊本県			長崎県			佐賀県	福岡岡田	高知県
県	島県	県	県					<b></b>			県			県	県	県
全ての市	全ての市	全ての市	全ての市	湯前町	御船町	水町 大	天草市	熊本市	賀町 佐	五島市	長崎市	太良町	神埼市	佐賀市	全ての市	全ての市
时村	时村	町村	时村	水上村	嘉島町	八津町 菊	宇城市	八代市	上々町 新	西海市	佐世保市	,-,	吉野ヶ里	唐津市	町村	町村
				相良村	益城町	湯陽町南	阿蘇市	人吉市	上五島町	南島原市	島原市		主町 基山	鳥栖市		
				五木村	甲佐町	小国町	天草市	荒尾市		長与町	諫早市		町 上峰	多久市		
				山江村	氷川町	小 国 町	合志市	水俣市		時津町	大村市		町 玄海	伊万里市		
				球磨村	芦北町	産山村	美里町	玉名市		東彼杵	平戸市		二町 有田	武雄市		
				あさぎり	津奈木町	高森町	玉東町	山 鹿 市		町川棚	松浦市		町 大町	鹿島市		
				町	錦町	西 原 村	南関町	菊池市		町波佐	対馬市		町江北	小城市		
				町	多良木町	南阿蘇村	長洲町	宇土市		見町小	壱岐市		町 白石	嬉野市		
					·1	J 1	和	上		値	1 114		町	1111		